

医療法人医真会デイケアみわ指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人医真会が設置するデイケアみわ（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション事業、介護予防通所リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、作業療法士、理学療法士、看護職員、介護職員等（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態、要支援状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 利用者の要介護、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護、要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション、指定介護予防リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人医真会 デイケアみわ
- (2) 所在地 奈良県桜井市大字三輪496番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名(常勤)
- (2) 作業療法士、理学療法士 人員基準必要な数+以上
- (3) 看護職員 人員基準必要な数+以上
- (4) 介護職員 人員基準必要な数+以上

従事者は、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし12月30日から1月3日と日曜日は休業とする。
- (2) 営業時間 午前8:30から午後4:30までとする。
- (3) サービス提供時間は、 9:00 ～ 15:30 6時間30分

(指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一日27人とする。

1単位目 27人

(指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

指定通所リハビリテーション

- (1) 生活指導等(相談、援助等)
- (2) 機能訓練(日常生活動作訓練等のリハビリテーション、レクレーション等)
- (3) リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション

- (4) 健康チェック
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 口腔機能向上サービス

指定介護予防通所リハビリテーション

- (1) 生活指導等（相談、援助等）
- (2) 機能訓練（日常生活動作訓練等のリハビリテーション、レクレーション等）
- (3) 運動機能向上サービス
- (4) 健康チェック
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 口腔機能向上サービス

（利用料等）

第8条

- 1 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該指定通所リハビリテーション、指定介護予防リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域（桜井市以外）を越えて行う指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの送迎を行った場合は、別途別表1に記載の額を徴収する。
- 3 食材料費については、700 円を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費分を徴収する。
- 5 教養娯楽費として、120 円を徴収する。
その他、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費

用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、桜井市の地域とする。

（但し、 大字倉橋、大字今井谷、大字横柿、大字北山、大字西口、大字多武峰
大字鹿路、大字飯盛塚、大字八井内、大字針道、大字百市、大字南音羽、大字下居
大字北音羽、大字下り尾、大字栗原を除く）

（衛生管理等）

第10条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条

- （1）健康状態に異常がある場合にはその旨申し出ること。
- （2）医師、作業療法士、理学療法士、看護師及び介護員等の療養上の指示を守ること。
- （3）設備、備品の利用は職員に利用方法を聞いた上で十分注意すること。
- （4）事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害することのないよう留意すること。
- （5）金銭、貴重品はご自身で管理すること。

（緊急時等における対応方法）

第12条

- 1 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテ

ションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、

事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

事業所は、提供した指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

本事業所は、提供した指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 8 事業所は、通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人医真会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別 表 1

交通費（桜井市以外の地域）

片道	5km 未満	310 円
	5km 以上 10km 未満	420 円
	10km 以上 15 km未満	525 円
	15km 以上 20 km未満	700 円
	20km 以上	1000 円

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

変更後の第 8 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

変更後の第 4 条の規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

変更後の第 6 条の規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

変更後の第 4 条の規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

変更後の第 8 条の規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

変更後の第 15 条の規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

変更後の第 4 条、第 7 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の規定は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

変更後の第 8 条の 3 の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。